

厚生労働省和歌山労働局発表
平成25年 7月 1日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	総務部 企画室
	企画室長 山下 博己 企画室長補佐 坂本 寿生

中小企業向け雇用関係助成金の利用拡大について

厚生労働省和歌山労働局（局長 樺葉伸一）では、労働者の雇用の安定と職場環境の向上に資するため、中小企業向け雇用関係助成金の利用拡大を図ってまいります。

- 和歌山県の雇用情勢は持ち直しの動きもみられるが、依然として厳しい情勢
- 和歌山県は一事業所当たりの従業者数が7.9人と全国一低い水準
- 中小企業対象の雇用関係助成金は29種類と豊富



- ◎ **事業主の方々に利用していただくきっかけとなるようコンパクトでわかりやすいリーフレットを事業所訪問や説明会等あらゆる機会に配布**

労働局職員が県下の中小企業を訪問する時や説明会等を開催する際に、別添の「中小企業対象の雇用関係助成金のご案内」を配布し、事業主の方々がまずは各種助成金に関心を持たれ、これらを活用いただくことにより、和歌山県における労働者の雇用の安定と職場環境の向上に資するための取組を推進する。

(参考1)

都道府県別事業所数、従業者数、1事業所当たり従業者数

和歌山労働局

都道府県	事業所数	従業者数	1事業所当たり 従業者数	全国順位
全国	6,043,300	62,860,514	10.40	
01 北海道	258,041	2,535,263	9.83	17
02 青森	68,415	608,847	8.90	33
03 岩手	67,230	605,948	9.01	30
04 宮城	110,209	1,120,793	10.17	10
05 秋田	58,108	495,821	8.53	41
06 山形	64,257	552,196	8.59	40
07 福島	102,063	943,465	9.24	26
08 茨城	131,129	1,372,518	10.47	7
09 栃木	98,483	973,407	9.88	16
10 群馬	104,556	989,891	9.47	22
11 埼玉	267,630	2,777,223	10.38	9
12 千葉	208,091	2,295,677	11.03	4
13 東京	694,212	9,520,835	13.71	1
14 神奈川	315,002	3,694,587	11.73	2
15 新潟	129,572	1,169,751	9.03	29
16 富山	59,981	576,874	9.62	19
17 石川	68,035	609,917	8.96	31
18 福井	48,087	420,983	8.75	37
19 山梨	49,611	414,970	8.36	43
20 長野	122,192	1,060,563	8.68	39
21 岐阜	113,062	993,409	8.79	36
22 静岡	194,589	1,933,029	9.93	15
23 愛知	344,523	4,006,646	11.63	3
24 三重	88,392	895,637	10.13	11
25 滋賀	60,746	665,373	10.95	5
26 京都	131,275	1,269,015	9.67	18
27 大阪	449,766	4,894,353	10.88	6
28 兵庫	242,915	2,444,525	10.06	14
29 奈良	52,342	497,634	9.51	20
30 和歌山	55,003	432,067	7.86	47
31 鳥取	29,344	269,788	9.19	27
32 島根	40,856	344,942	8.44	42
33 岡山	89,407	903,467	10.11	12
34 広島	142,589	1,439,492	10.10	13
35 山口	70,889	673,773	9.50	21
36 徳島	42,113	352,162	8.36	44
37 香川	53,880	494,038	9.17	28
38 愛媛	72,993	653,733	8.96	32
39 高知	41,647	329,236	7.91	46
40 福岡	231,566	2,421,726	10.46	8
41 佐賀	41,914	394,499	9.41	24
42 長崎	70,315	622,715	8.86	34
43 熊本	83,780	789,424	9.42	23
44 大分	59,861	555,827	9.29	25
45 宮崎	57,811	504,898	8.73	38
46 鹿児島	86,068	756,625	8.79	35
47 沖縄	70,750	582,952	8.24	45

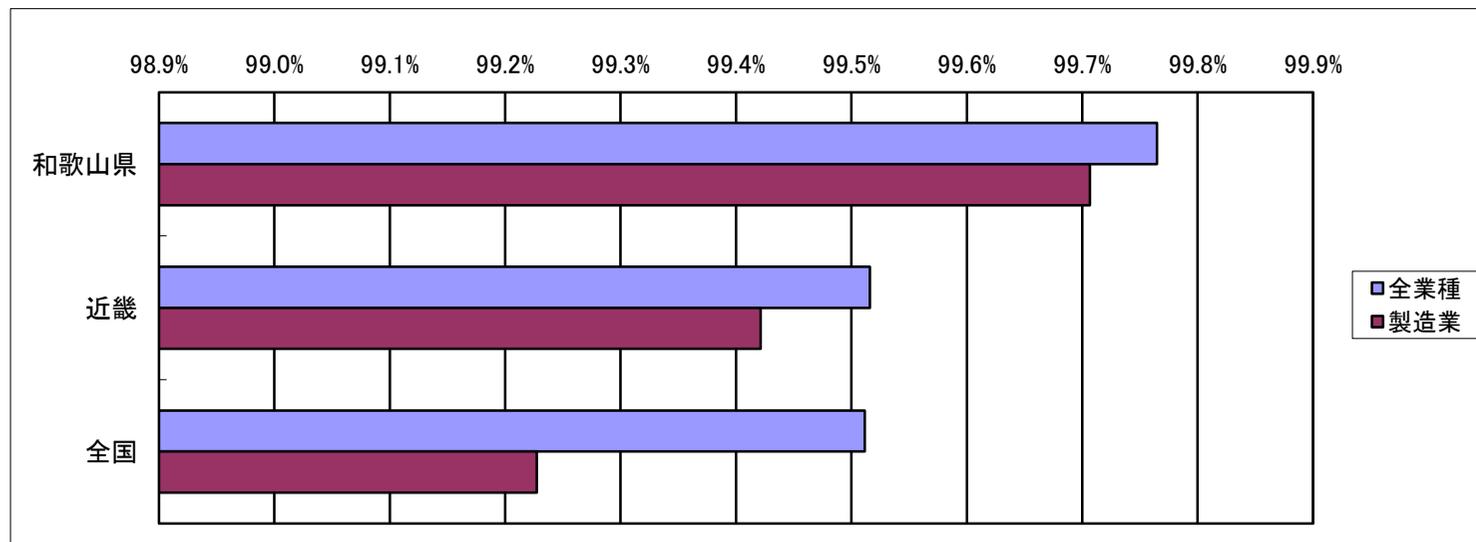
参考資料：総務省統計局「平成21年経済センサス-基礎調査」

(参考2)

従業者300人未満の企業が全体に占める割合

和歌山労働局

	全業種(公務除く)				製造業			
	企業数	従業者300人未満の企業数	従業者300人未満の企業が占める割合	順位	企業数	従業者300人未満の企業数	従業者300人未満の企業が占める割合	順位
和歌山県	54,420	54,292	99.76%	1位	4,432	4,419	99.71%	2位
近畿	987,391	982,613	99.52%		106,776	106,158	99.42%	
全国	6,002,730	5,973,410	99.51%		536,773	532,626	99.23%	



1位は
沖縄県

参考資料:総務省統計局「平成21年経済センサス-基礎調査」

中小企業対象の雇用関係助成金のご案内 (平成 25 年度版)

厚生労働省 和歌山労働局

労働保険加入の中小企業の皆様にお役に立つ各種助成金をご用意いたしております。

労働者を新たに雇い入れる

2 ページ

労働者の雇用を維持する

2 ページ

再就職支援を行う

2 ページ

労働者のキャリアアップ・能力開発を行う

3 ページ

従業員の処遇や労働環境の改善を行う

3・4 ページ

仕事と家庭の両立支援に取り組む

4 ページ

中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000 万円以下	または	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下		100 人以下
卸売業	1 億円以下		100 人以下
その他の業種	3 億円以下		300 人以下

< 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 >

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が 300 人以下

*各助成金には、それぞれ受給するための要件（中小企業の範囲など）があります。また、受給できる金額には上限がある場合があります。詳しくは、各お問い合わせ先にご確認ください。

1. 労働者を新たに雇い入れる

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
特定求職者雇用開発助成金 【特定就職困難者雇用開発助成金】	障害者、高齢者(60～64歳)等を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき、90万円 (短時間労働者(※)は60万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき、135万円 (短時間労働者(※)は90万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき、240万円(短時間労働者(※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161
特定求職者雇用開発助成金 【高齢者雇用開発特別奨励金】	65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、所定労働時間が週20時間以上の1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円 (短時間労働者(※)は60万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	
試行雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)	
障害者トライアル雇用奨励金	障害者の雇い入れ経験がない事業主等が、就職が困難な障害者を、ハローワークの紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)	
障害者短時間トライアル雇用奨励金	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大2万円(最長12か月間)	
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円 短時間労働者(※)は90万円 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	
精神障害者等雇用安定奨励金 【精神障害者雇用安定奨励金】	精神障害者を雇い入れるとともに、カウンセリング体制の整備等の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して助成	支給対象経費の1/2(上限100万円)(ただし、一部メニューは支給額の上限を設定)	
精神障害者等雇用安定奨励金 【重度知的・精神障害者職場支援奨励金】	重度知的障害者または精神障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成	1人あたり月額4万円 短時間労働者(※)は、月額2万円 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用の経験のない中小企業において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成	対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円	
中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成	支給対象者数と施設整備に要した費用に応じて、総額2,000～3,000万円(3年間)	
地域雇用開発助成金 【地域雇用開発奨励金】	雇用機会が著しく不足している地域等において、事業所を設置・整備あるいは創業に伴い、ハローワーク等の紹介により、地域求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れ、労働者を3人以上(創業の場合は2人以上)増加させる事業主に対して助成	事業所の設置・整備費用(300万円以上)と対象労働者数の増加数に応じて、50万円～800万円を支給 ≪最大3年間(3回)支給≫ 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ	

2. 労働者の雇用を維持する

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
雇用調整助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2/3 (教育訓練を行った場合は訓練費を上乗せ) 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3	職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161

3. 再就職支援を行う

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金)	事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う事業主に対して助成	委託費用の1/2 (対象被保険者が45歳以上の場合は2/3) 一人あたり上限40万円、300人分を限度	職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161

4. 労働者のキャリアアップ・能力開発を行う

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを段階的かつ体系的に実施する事業主に対して、その経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成	<p>【一般型訓練】 政策課題対応型訓練以外の訓練 ・労働者の職業訓練等に要した経費の1/3 ・賃金助成1人1時間あたり400円</p> <p>【政策課題対応型訓練】 ①若年人材育成コース…採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練 ②成長分野等人材育成コース…健康、環境等の重点分野での人材育成のための訓練 ③グローバル人材育成コース…海外関連業務に対する人材育成のための訓練 ④熟練技能育成・承継コース…熟練技能者の指導力強化または技能承継のための訓練 ⑤認定実習併用職業訓練コース…厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練 ⑥自発的職業能力開発コース…労働者の自発的な能力開発に対する支援 ・労働者の職業訓練等に要した経費の1/2 ・賃金助成1人1時間あたり800円 ・OJT実施助成1人1時間あたり600円(⑤のみ)</p>	職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161
キャリアアップ助成金	有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	<p>《Off-JT》経費助成は実費相当額1人あたり上限20万円 賃金助成1人1時間あたり800円 《OJT》実施助成1人1時間あたり700円</p>	
建設労働者確保育成助成金	建設労働者の技能の向上を行う建設事業主に対して助成	<p>【認定訓練】経費助成：1人あたり月額4,400円など、賃金助成：1人あたり日額4,000円 【技能実習】経費助成：支給対象費用の9/10(委託の場合7/10)、賃金助成：1人あたり日額7,000円 【新分野教育訓練】(新分野教育訓練終了後、新分野事業進出後それぞれ)経費助成：支給対象経費の1/3、賃金助成：1人あたり日額3,500円</p>	
日本再生人材育成支援事業【平成25年度限り】	健康、環境、農林漁業分野等に該当する事業を行う事業主が、雇用する労働者に対して一定の職業訓練を実施した場合に助成 ・非正規雇用労働者育成支援奨励金 ・正規雇用労働者育成支援奨励金 ・海外進出支援奨励金(留学・出向) ・人材育成型労働移動支援奨励金	<p>【非正規雇用労働者に対して職業訓練を実施した場合】 《Off-JT》経費助成は実費相当額1人あたり上限30万円、賃金助成1人1時間あたり800円 《OJT》実施助成1人1時間あたり700円</p> <p>【雇用期間の定めのない労働者に対して職業訓練を実施した場合】 《Off-JT》経費助成は実費相当額、1訓練コース1人あたり上限20万円</p> <p>【雇用期間の定めのない労働者に対して、国外に留学させた場合】 入学金・受講料等の実費相当額(1人あたり年間上限100万円)、住居費、交通費の実費相当額の2/3(1人あたり年間上限75万円)</p> <p>【雇用期間の定めのない労働者に対して、国内企業の海外の子会社等へ出向させた場合】 指導料、教材費等の実費相当額(1人あたり上限20万円)、住居費、交通費の実費相当額の2/3(1人あたり上限75万円)</p> <p>【直近の離職の離職理由が事業主都合である常用労働者、または、出向または移籍により受け入れた常用労働者に対して訓練を実施した場合】 《Off-JT》経費助成は実費相当額1人あたり上限30万円、賃金助成1人1時間あたり800円 《OJT》実施助成1人1時間あたり700円 ※各奨励金について、1年度1事業所あたり上限500万円</p>	

5. 従業員の処遇や労働環境の改善を行う

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
職場意識改善助成金	年次有給休暇の取得促進や所定外労働削減などの労働時間等設定改善に取り組む中小企業事業主を対象として、改善のために要した費用の一部を、目標達成率に応じて助成	<p>一定の条件に該当する中小企業事業主を対象に、改善のための費用の一部を、次の2つのコースの選択により、「年次有給休暇の取得促進と所定外労働の削減」の成果目標の達成状況に応じて、支給上限まで助成金を支給します。</p> <p>①「職場意識改善コース(支給上限額：20万円)」 →労働時間等の改善のための「研修やコンサルティング」などにかかった費用の一部を助成するコース ②「労働時間管理適正化コース(支給上限：60万円)」 →労働時間等の改善のための「設備など環境整備」にかかった費用の一部を助成するコース</p>	労働基準部 監督課 Tel.073-488-1150
業務改善助成金	事業場内の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる	賃金引上げに資する業務改善を行なった経費の2分の1(上限100万円)	労働基準部 賃金室 Tel.073-488-1152
受動喫煙防止対策助成金	中小企業に対し、喫煙室の設置を行なった場合に助成金を支給(工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、労働局長の認定を受ける必要あり)	一定の要件を満たす喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等の2分の1(上限200万円)	労働基準部 健康安全課 Tel.073-488-1151

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
中小企業労働環境向上助成金	<p>【介護福祉機器等助成】 労働局長の認定を受けた計画に基づき、特定の介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成</p> <p>【雇用管理制度等助成】 労働局長の認定を受けた計画に基づき、特定の雇用管理制度等を導入し、適切かつ効果的に実施した事業主に助成</p>	<p>【介護福祉機器等助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2（1事業所あたりの上限は300万円）</p> <p>【雇用管理制度等助成】 導入した各制度の内容ごとに支給額を設定。（30万円～40万円）</p>	職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161
キャリアアップ助成金	<p>有期契約労働者等の正規雇用等への転換、賃金テーブル改善、法定外の健康診断制度導入、または短時間正社員制度の導入、短時間労働者の所定労働時間延長を行った場合に助成</p>	<p>【正規雇用等への転換等を行った場合】 ・有期契約労働者→正規雇用1人あたり40万円 ・有期契約労働者→無期雇用1人あたり20万円 ・無期雇用労働者→正規雇用1人あたり20万円</p> <p>【賃金水準の向上（※）を図った場合】 （※）賃金テーブルを3%以上増額改定 ・1人あたり1万円 ・職務評価を活用した場合、1事業所あたり10万円を加算</p> <p>【法定外の健康診断制度を導入した場合】 ・1事業所あたり40万円</p> <p>【短時間正社員への転換等を行った場合】 ・1人あたり15万円（常時雇用する労働者が300人を超えない中小規模企業の場合20万円）</p> <p>【短時間労働者の週所定労働時間の延長を行った場合】 ・1人あたり10万円</p>	
建設労働者確保育成助成金	建設労働者の雇用の改善を行った場合に助成	<p>【雇用管理制度】評価・処遇制度40万円、研修体系制度30万円、健康づくり制度30万円 【若年者に魅力ある職場づくり事業】支給対象経費</p>	

6. 仕事と家庭の両立支援に取り組む

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
両立支援助成金 【事業所内保育施設設置・運営等支援助成金】	労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成	<p>・設置費 費用の2/3（2300万円限度） ・増築費又は建替費用 費用の1/2（増築：1150万円限度、建替：2300万円限度） ・運営費 運営に関する費用の1～5年目費用の2/3</p>	雇用均等室 Tel.073-488-1170
両立支援助成金 【子育て期短時間勤務支援助成金】	就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた事業主に対して助成	<p>1人目の利用者 40万円 2人～5人目 15万円</p>	
両立支援助成金 【中小企業両立支援助成金】 (代替要員確保コース)	育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成	<p>1人あたり15万円、1年度の上限10人、5年間を限度 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算</p>	
両立支援助成金 【中小企業両立支援助成金】 (休業中能力アップコース)	育児休業または介護休業中の労働者に対して、能力の開発および向上に関する措置を講じた事業主等に対して助成	<p>【在宅講習】1月あたり9,000円（上限12か月） 【職場環境適応講習】1日あたり4,000円（各月1日、上限12日） 【職場復帰直前講習】1日あたり5,000円（上限12日） 【職場復帰直後講習】1日あたり5,000円（上限12日） 以上を1つ以上実施した場合、職場復帰プログラム開発作成費として、1人あたり13,000円（情報提供を行った場合は7,000円加算）以上の措置について、1人あたり上限21万円、1年度の上限20人 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算</p>	
両立支援助成金 【中小企業両立支援助成金】 (継続就業支援コース)	育児休業取得者を育児休業終了後原職復帰させ、あわせて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する事業主に対して助成（平成25年3月31日までの育児休業終了者を対象）	<p>1人目の利用者 40万円 2～5人目 15万円</p>	
両立支援助成金 【中小企業両立支援助成金】 (期間雇用者継続就業支援コース)	有期契約労働者（期間雇用者）について、通常の労働者と同様の要件で育児休業を取得させて育児休業終了後原職復帰させ、あわせて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する事業主に対して助成（平成28年3月31日までの育児休業終了者を対象）	<p>1人目の利用者40万円、2～5人目15万円「通常の労働者として復帰させた場合の加算」に該当した場合、1人目10万円、2～5人目5万円を加算 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算</p>	

*各助成金には、それぞれ受給するための要件（中小企業の範囲など）があります。また、受給できる金額には上限がある場合があります。詳しくは、上記の各お問い合わせ先にご確認ください。